

[事案 2022-159] 新契約無効請求

・令和4年11月29日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年4月に契約した米ドル建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約から2、3年後に、既払込保険料が105%に増えると説明を受けた。
- (2) 契約から2年以内の解約は大きな損失となることについて、説明は受けていない。
- (3) クーリング・オフ期限の最終日夕方に保険証券が届き、内容を確認したところ、為替レート等が申込時の内容と異なっていた。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め申立人に提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。